

国労本部電送No.187	発信日	発信部 業務部	責任者	受領者
	2022年3月25日			

事務連絡
2022年3月25日

「改正石綿健康被害救済法」について厚生労働省に要請

本部は3月16日、厚生労働省に対して、改正石綿健康被害救済法について要請を行った。要請には厚生労働省の他に、環境省・国土交通省鉄道局・鉄道運輸機構が参加した。

冒頭組合側から、「改正石綿健康被害救済法の目的は、石綿疾患の早期発見、健康被害の迅速な救済、医療体制の充実、除去対策と未然防止対策等を図ることである。しかし、石綿（アスベスト）は静かな時限爆弾とも言われ、30年から40年を経て発症する恐ろしい粉塵災害であり、改正石綿健康被害救済法では、特別遺族給付金の請求期限が延長されるとともに、支給対象が拡大されたがその期限は令和4年3月27日までとなっている。また、元国鉄職員に対する石綿（アスベスト）を起因とする業務災害補償等認定状況では、認定者の合計は518名、救済新法に係る者も129名となっており、疾病の性格上、さらなる請求期限の延長が求められている。」と要請の主旨を述べ、改正石綿健康被害救済法の経緯について説明を受け、特別遺族給付金の請求期限延長について要請を行った。

要請書は別紙の通り。

【要請参加者】

- ・木村 忠義 国労本部副委員長
- ・岩元 孝信 国労本部書記長
- ・星野 高志 全国貨物協議会議長

【要請相手方】

- ・秋葉 大輔 厚生労働省労職業病認定対策室中央職業病認定調査官
- ・佐野 大樹 厚生労働省職業病認定業務第二係
- ・品川 拓海 厚生労働省労災管理課企画法令係
- ・小笠原 聡 環境省環境保健企画管理課石綿健康被害対策室
- ・杉田 敬 国土交通省鉄道局鉄道事業課課長補佐
- ・西 利明 鉄道運輸機構国鉄清算事業管理部担当部長
- ・吉原 秀夫 鉄道運輸機構国鉄清算事業管理部職員課課長
- ・小澤 文雄 鉄道運輸機構国鉄清算事業管理部管理課総括課長補佐